

大田市告示第62号

大田市「わたしの町の看護師さん」派遣事業実施要綱（令和2年大田市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

大田市長 楫野弘和

第3条を次のように改める。

（登録の要件）

第3条 「わたしの町の看護師さん」として登録する者は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許のいずれかを有している者とする。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、片道40キロメートルを上限とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。